

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 10 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 140 号

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行細則（昭和 42 年岩手県規則第 75 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の申請)</p> <p>第 3 条 法第 8 条第 1 項の許可を受けようとする者は、省令第 4 条第 1 項に規定する許可申請書の正本及び副本並びに図面に、宅地造成に関する工事を施行する土地の登記事項証明書を添えて、所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(擁壁の代替措置)</p> <p>第 4 条 知事は、政令第 16 条第 1 項の規定に基づき、災害の防止上支障がないと認められる土地においては、政令第 5 条の規定による擁壁の設置に代えて次の各号に掲げる工法の採用を認めることがある。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(技術的基準の強化等)</p> <p>第 5 条 知事は、政令第 16 条第 2 項の規定に基づき、宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出の防止上特に必要と認められる土地においては、次の各号に掲げる工法により技術的基準を強化し、又は付加することがある。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(工事着手の届出)</p> <p>第 6 条 造成主は、法第 8 条第 1 項の許可に係る工事又は法第 11 条の協議の成立した工事（以下「許可工事」という。）に着手したときは、速やかに、宅地造成工事着手届（様式第 2 号）に当該許可工事の工程計画書を添えて、知事又は所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>(工事計画等の変更)</p> <p>第 8 条 造成主は、許可工事に係る宅地の面積又は工事の計画（省令第 4 条第 1 項に規定する宅地造成に関する工事の許可申請書の 6 欄のイからトまでに掲げる事項をいう。）を変更しようとするときは、あらかじめ法第 8 条第 1 項の許可を受け又は法第 11 条の協議をしなければならない。ただし、その変更が軽微であり、かつ、知事又は所管する局長が災害防止上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の場合において、当該工事の造成主は、あらかじめ工事計画変更届（様式第 4 号）を知事又は所管する局長に</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第 3 条 法第 8 条第 1 項本文の許可を受けようとする者は、省令第 4 条第 1 項に規定する許可申請書の正本及び副本並びに図面に、宅地造成に関する工事を施行する土地の登記事項証明書を添えて、所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(擁壁の代替措置)</p> <p>第 4 条 知事は、政令第 15 条第 1 項の規定に基づき、災害の防止上支障がないと認められる土地においては、政令第 6 条の規定による擁壁の設置に代えて次に掲げる工法の採用を認めることがある。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(技術的基準の強化等)</p> <p>第 5 条 知事は、政令第 15 条第 2 項の規定に基づき、宅地造成に伴う<sup>がけ</sup>崖崩れ又は土砂の流出の防止上特に必要と認められる土地においては、次に掲げる工法により技術的基準を強化し、又は付加することがある。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(工事着手の届出)</p> <p>第 6 条 造成主は、法第 8 条第 1 項本文の許可に係る工事又は法第 11 条の協議の成立した工事（以下「許可工事」という。）に着手したときは、速やかに、宅地造成工事着手届（様式第 2 号）に当該許可工事の工程計画書を添えて、所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>(変更許可の申請)</p> <p>第 8 条 造成主は、法第 12 条第 1 項の許可を受けようとするときは、宅地造成に関する工事の変更許可申請書（様式第 4 号）に省令第 25 条に規定する書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第 12 条第 3 項において準用する法第 10 条第 2 項の許可の処分<sup>の</sup>通知は、前項の変更許可申請書の副本の許可通知欄に所</p>

提出しなければならない。

(異動等の届出)

第9条 造成主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める届書により、速やかに、知事又は所管する局長に届け出なければならない。

(1) 造成主又は工事施行者に異動を生じたとき。異動届  
(様式第5号)

(2) 造成主、工事施行者又は設計者が、住所又は氏名を変更したとき。造成主(工事施行者、設計者)の住所(氏名)変更届(様式第6号)

(3) 工事期間の変更又は工事の中止、再開若しくは廃止をしようとするとき。工事の工事期間の変更(中止、再開、廃止)届(様式第7号)

(写真の整備等)

第10条 [略]

2 造成主は、設計計画高3メートルを超える擁壁又は排水施設に係る工事が前項各号に掲げる工程に達したときは、同項に規定する写真を添えて、速やかに、その旨を知事又は所管する局長に届け出なければならない。

(工事の一部完了検査)

第11条 造成主は、許可工事の一部の宅地造成が完了し、当該許可工事に係る宅地造成の完了した宅地の分割が可能であって、かつ、災害の防止上支障がないと認められる場合は、宅地造成工事一部完了検査申請書(様式第8号)にその範囲を示した図面を添えて、当該許可工事の一部完了検査を知事に申請することができる。

2 知事又は所管する局長は、前項に規定する申請書を受理し、必要があると認めたときは、当該許可工事の一部完了検査を行うことがある。

3 知事又は所管する局長は、前項の検査の結果当該許可工事が法第9条第1項の規定に適合していると認めるときは、宅地造成工事一部完了検査済証(様式第9号)を交付するものとする。

4 造成主は、前項に規定する宅地造成工事一部完了検査済証の交付を受けたときは、その交付を受けた日から法第12条第2項に規定する工事完了の検査済証の交付を受ける日までの間、工事現場の見やすい場所に、宅地造成工事一部完了検査済標識(様式第10号)を設置しなければならない。

要の記載をしたものによって行うものとする。

3 造成主は、法第12条第2項の規定により軽微な変更の届出をしようとするときは、宅地造成に関する工事の変更届(様式第5号)を所管する局長に提出しなければならない。

(工事の中止、再開又は廃止の届出)

第9条 造成主は、工事の中止、再開又は廃止をしようとするときは、工事の中止(再開、廃止)届(様式第7号)により、速やかに、所管する局長に届け出なければならない。

(写真の整備等)

第10条 [略]

2 造成主は、設計計画高3メートルを超える擁壁又は排水施設に係る工事が前項各号に掲げる工程に達したときは、同項に規定する写真を添えて、速やかに、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

(工事の一部完了検査)

第11条 造成主は、許可工事の一部の宅地造成が完了し、当該許可工事に係る宅地造成の完了した宅地の分割が可能であって、かつ、災害の防止上支障がないと認められる場合は、宅地造成工事一部完了検査申請書(様式第8号)にその範囲を示した図面を添えて、当該許可工事の一部完了検査を所管する局長に申請することができる。

2 所管する局長は、前項に規定する申請書を受理し、必要があると認めたときは、当該許可工事の一部完了検査を行うことがある。

3 所管する局長は、前項の検査の結果当該許可工事が法第9条第1項の規定に適合していると認めるときは、宅地造成工事一部完了検査済証(様式第9号)を交付するものとする。

4 造成主は、前項に規定する宅地造成工事一部完了検査済証の交付を受けたときは、その交付を受けた日から法第13条第2項に規定する工事完了の検査済証の交付を受ける日までの間、工事現場の見やすい場所に、宅地造成工事一部完了検査済標識(様式第10号)を設置しなければならない。

<p>(工事届等の添付書類)</p> <p>第12条 法第14条の規定による届出は、省令第8条に規定する届出書の正本及び副本に、<u>次の各号に掲げる図面を添えて</u>しなければならない。</p> <p>(1) 法第14条第1項又は第2項の規定による届出の場合 ア～エ [略]</p> <p>(2) 法第14条第3項の規定による届出の場合 ア・イ [略]</p> <p>2 法第14条第1項又は第2項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>3 [略] (準用)</p> <p>第13条 第9条及び第10条の規定は法第14条第1項の届出の場合に、第9条の規定は法第14条第2項の届出の場合に準用する。</p> <p><u>(書類の経由)</u></p> <p>第14条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、<u>宅地造成に関する工事の施行地を所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局長を経由しなければならない。</u></p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>岩手県知事</p> <p>( <u>          振興局長          </u> ) 様</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>	<p>(工事届等の添付書類)</p> <p>第12条 法第15条の規定による届出は、省令第29条に規定する届出書の正本及び副本に、<u>次に掲げる図面を添えて</u>しなければならない。</p> <p>(1) 法第15条第1項又は第2項の規定による届出の場合 ア～エ [略]</p> <p>(2) 法第15条第3項の規定による届出の場合 ア・イ [略]</p> <p>2 法第15条第1項又は第2項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>3 [略] (準用)</p> <p>第13条 第8条第3項、第9条及び第10条の規定は法第15条第1項の届出の場合に、<u>第8条第3項及び第9条の規定は法第15条第2項の届出の場合に準用する。</u></p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>様式第4号から様式第7号までを次のように改める。</p> <p>様式第4号(第8条関係)</p>	

正
宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法第12条第1項の規定による許可を申請します。 年 月 日 振興局長 様		※手数料欄
申請者 氏 名 ㊟		
1	宅地の所在及び地番	
2	宅地の面積	平方メートル
3	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル
	ロ 切土又は盛土の土量	立方メートル

工 事 の 概 要		盛 土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ニ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチメートル	メートル
	ホ 崖面の保護の方法				
	ヘ 工事中の危害防止のための措置				
	ト その他の措置				
チ 工程の概要					
4 宅地造成に関する工事の許可番号	年 月 日 第 号				
5 変更の理由					
6 その他必要な事項					
※受付欄	※決裁欄	※ 変更許可に当たって付した条件		※ 変更許可番号欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員印				係員印	

(A4)

副 宅地造成に関する工事の変更許可通知書				
※許 可 通 知 欄	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。			
	変更許可番号	第 号	年 月 日	振興局長 印
	条件			
1	宅地の所在及び地番			
2	宅地の面積	平方メートル		
工 事 の 概 要	3 イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル		
	ロ 切土又は盛土の土量	切 土	立方メートル	
		盛 土	立方メートル	
	ハ 擁壁	番 号	構 造	高 さ
			メートル	メートル

	番 号	種 類	内法寸法	延 長
ニ 排水施設			センチメートル	メートル
ホ 崖面の保護の方法				
ヘ 工事中の危害防止のための措置				
ト その他の措置				
チ 工程の概要				
4 宅地造成に関する工事の許可番号	年 月 日		第 号	
5 変更の理由				
6 その他必要な事項				
備考 1 ※印の欄は、記載しないでください。 2 6の欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記載してください。 3 申請者が法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載してください。 4 申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。 5 1、2及び3の欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。				

(A4)

## 様式第5号（第8条関係）

		年 月 日	
振興局長 様			
		造成主 住 所 氏 名 ㊟	
宅地造成に関する工事の変更届			
宅地造成等規制法第12条第2項の規定により、次のとおりお届けします。			
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
宅地造成地の所在地番			
変 更 の 理 由			
変 更 に 係 る 事 項			
変 更 関 係 図 書			

- 備考 1 届出者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。  
2 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

(A4)

様式第6号 削除

様式第7号 (第9条関係)

年 月 日								
振興局長                      様								
造成主 住 所								
氏 名                      ㊟								
工事の中止 (再開、廃止) 届								
次のとおり工事の中止 (再開、廃止) をしたいので、宅地造成等規制法施行細則第9条の規定により、お届けします。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 35%; padding: 5px;">許可の年月日及び番号</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日                      第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事の中止 (再開、廃止) 年月日</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事の中止 (再開、廃止) の理由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事の中止 (廃止) 後の措置</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	許可の年月日及び番号	年 月 日                      第 号	工事の中止 (再開、廃止) 年月日		工事の中止 (再開、廃止) の理由		工事の中止 (廃止) 後の措置	
許可の年月日及び番号	年 月 日                      第 号							
工事の中止 (再開、廃止) 年月日								
工事の中止 (再開、廃止) の理由								
工事の中止 (廃止) 後の措置								

備考 届出者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

(A4)

改正前	改正後
<p>様式第8号 (第11条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[略]</p> <p><u>岩手県知事</u>                      様</p> <p>(                      <u>振興局長</u> )</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>	<p>様式第8号 (第11条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>振興局長</u>                      様</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>
<p>様式第9号 (第11条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;"><u>岩手県知事</u>                      ㊟</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>	<p>様式第9号 (第11条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;"><u>振興局長</u>                      ㊟</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。